

中小企業電気・ガス料金高騰対策支援金事業について

1. 趣旨

エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者（小規模企業者・個人事業主を含む）の負担軽減を図り、事業継続を支援することを目的として支援金を交付するもの。

2. 対象事業者

半田市内に事業所を有する「中小企業者（小規模企業者・個人事業主を含む）」で、以下のすべての要件を満たすものを対象とする。

なお、中小企業者（小規模企業者・個人事業主を含む）とは、「中小企業基本法」第2条第1項に規定する者をいう。

- | |
|--|
| (1) 市税の未納がないこと
(2) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること |
|--|

3. 交付要件

令和5年4月～9月の期間で、いずれか任意の一月において、電気、ガス料金を5万円以上支払ったもの。

※市内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

4. 申請期間

令和5年11月1日（水）～12月28日（木）まで

5. 交付額

令和5年4月～9月の期間の任意の一月の電気・ガス料金の合計額に応じて、以下の交付額とする。なお、本支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

一月のエネルギー経費の合計額	交付額
5万円以上 10万円未満	25,000 円
10万円以上 15万円未満	50,000 円
15万円以上 20万円未満	75,000 円
20万円以上 25万円未満	100,000 円
25万円以上 30万円未満	125,000 円
30万円以上	150,000 円

6. 事業費と財源

事業費：147,914 千円

【財源】新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（10/10）を充てる。

<事業費内訳>

交付見込額 146,500 千円（想定申請件数 1,600 件）

事務費 1,564 千円（申請受付・審査、コールセンター、PR チラシ印刷、振込データ作成）